1. 改築する建物の規模について

建物規模については、当事務所が有する機能ごとに、従事する職員数などに応じ、都の 基準や類似の事例などに基づき算定しており、この数値を基に設計を行っております。 当事務所が有する機能ごとの必要面積の考え方は、以下記載のとおりです。

- (1) 執務スペース 423 ㎡ (所長30 ㎡+課長3 名×8 ㎡+一般職員 55 名×6 ㎡+臨時職員 4 名×4 ㎡+運転手 3 名×7.5 ㎡)
- (2) 製図スペース 25 m² (技術職員 25 名×1 m²)
- (3) 接客スペース 68 ㎡ (事務室面積(1)(2)の 15%)
- (4) OA 機器スペース 14 ㎡ (大型プリンタ 2 台、作業用デスク)
- (5) 会議室 300 ㎡ (災対本部相当 200 ㎡+防災無線室 50 ㎡+入札室 50 ㎡)
- (6) 倉庫等 272 ㎡ (物品保管用・事務室面積(1)(2)の 17% (77 ㎡) +台帳等 175 ㎡+ 防災倉庫 20 ㎡)
- (7) 湯沸室 21 m²
- (8) 更衣室 33 m (職員数 66 名×0.5 m)
- (9) 休憩室(男女) 33 m² (職員数 66 名×0.5 m²)
- (10) シャワー室 12 m²
- (11) 便所・洗面所 50 m²
- (12) ボランティア活動室 50 m²
- (13) ボランティア倉庫 80 m²
- (14) 駐車場 144 m (8 台×18 m)
- (15) 駐輪場 22 ㎡ (22 台分)
- (16) 通路等 501 m² (専有面積(1)~(13)の約 35%)
- (1)~(16) の計 2,048 m を基に設計を行い、計画面積 2,046.03 m となっております。 (なお、計画面積はその他調整により変更となる場合がございます。)

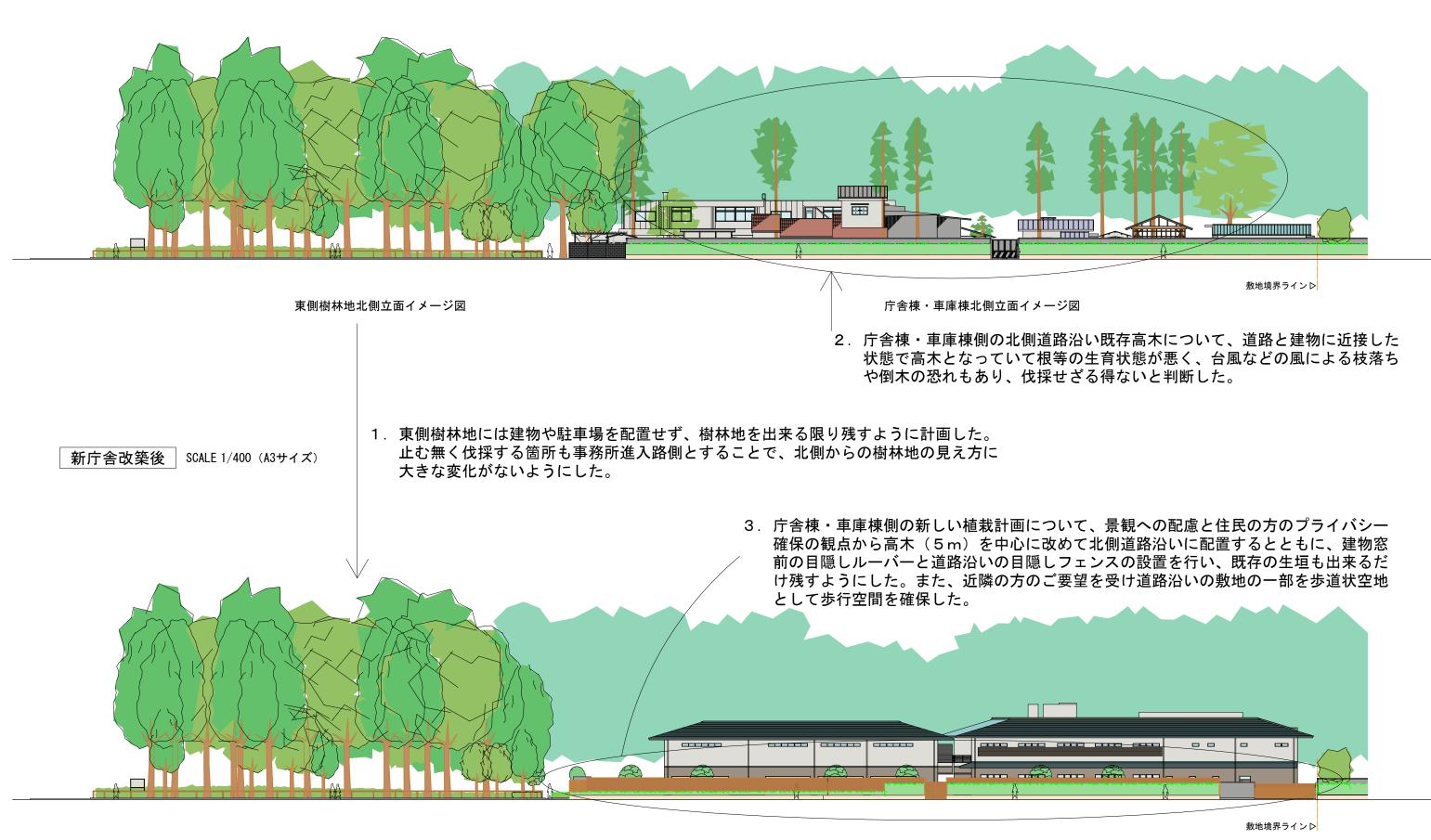
面積については、それぞれの機能に必要な面積を積み上げて算定したものであり、最小 限のものになります。

2. 北側から見た従前、従後の樹木の状況について

西部公園緑地事務所建替えに伴う樹木の伐採について、北側から見た従前、従後の樹木の状況を示す立面図は、別添のとおりとなります。

- 3. 事務所区域の樹木配置がわかるもの及び樹木を伐採する根拠について
 - (1) 事務所区域の樹木配置がわかるもの(別紙①) 図面中央のオレンジの線より左側は事務所区域であり、フェンス等により来園者の利用を制限している区域です。
 - (2) 樹木を伐採する根拠(別紙②) 伐採範囲ごとに、伐採する理由を記載しております。





東側樹林地北側立面イメージ図

庁舎棟・車庫棟北側立面イメージ図

